

令和2年度京都市市民憲章推進者表彰について

～213人、17団体の皆様が受賞～

京都市市民憲章は、昭和31年に市民の皆様の手により制定され、以来今日まで、京都を美しく豊かにするため、市民の守るべき規範として、また、住みよいまちづくりに向けた拠り所として大きな役割を果たしています。

京都市では、市民憲章の推進に当たり、特に市民の皆様の模範と認められる方を、毎年、表彰しています。本年は、令和2年度京都市自治記念式典において、下記のとおり表彰しますので、お知らせします。

記

1 令和2年度京都市市民憲章推進者表彰

(1) 被表彰者 個人213名、団体17名 合計230名

(2) 表彰者 京都市長 門川大作

※今年度は、令和2年度京都市自治記念式典内において表彰します。

日時：令和2年10月15日（木）午前10時～午前11時30分

場所：ロームシアター京都メインホール（左京区岡崎最勝寺町13番地

（式典の詳細は、本日付け広報資料「令和2年度京都市自治記念式典の開催」のとおり）

2 市民憲章推進活動の例

永年にわたり、熱意と志を持って、次のような貴重な御活動に取り組んでこられた方を表彰しています。

① 地域の美化活動や放置自転車防止に向けた活動

② 交通安全、子どもの見守りなど安心・安全の取組

③ お年寄りや障害のある方を支える福祉ボランティア活動

④ 京都の優れた文化・伝統を受け継ぎ、次代に伝える交流活動

など

<参考 1>

京 都 市 市 民 憲 章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇をもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたかくむかえましよう。

(昭和31年5月3日制定)

<参考 2> 令和2年度の推進テーマ及び実践目標

市民憲章を一層推進するため、各界の代表者からなる京都市市民憲章推進会議において、令和2年度の「推進テーマ」と5つの「実践目標」が決定されました。

○推進テーマ

「継承と発展 文化の力でともに守り築こう 魅力と活力あふれるまち京都」

○実践目標

- * 自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましよう
- * 地球の未来を守るため、身近に出来る環境にやさしい取組から実践しましよう
- * 地域のつながりを大切にし、誰もがいきいきと安心安全に暮らせるまちをきずきましよう
- * 世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましよう
- * 旅行者との心の触れ合いを大切にし、京都ならではの「おもてなし」を実践しましよう